



2020年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 J Pホールディングス
代表者名 代表取締役社長 古川 浩一郎
(コード番号：2749 東証第一部)
問合せ先 広報 IR部 部長 都志 謙治
(TEL 052-933-5419)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、コーポレート・ガバナンスを一層強化するため、2020年5月26日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第28回定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得られることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行、及び、下記のとおり定款の一部変更を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

また、監査等委員会設置会社移行に伴う役員候補者につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行に伴う取締役候補者の選任に関するお知らせ」で別途開示しております。原案通り承認された場合は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つとともに、独立社外取締役が過半数を占めることとなり、経営の透明性、公正性及び緊張感の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築が可能となります。

更に、経営の監督機能と執行機能を明確に分けることにより、取締役会を長期の戦略的課題の議論と経営の監査・監督機能の強化へと重点を移す一方、業務執行の決定については個々の取締役に思い切った権限移譲を図ることにより、事業環境の変化を捉えた迅速な意思決定が可能となります。

なお、株主総会後の取締役会において独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会の設置を検討しており、ガバナンス設計の透明化も図ってまいります。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社では従来から、コーポレート・ガバナンスを透明性・公正性が高く、かつ迅速・果敢な経営意思決定を行うための重要な仕組みとして認識し、取締役会による経営監視機能と監査役会の監査機能の強化に取り組んでまいりました。

今般の組織変更は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つ監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会の監査・監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定を取締役に委任することにより迅速な意思決定を実現することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るものです。

(2) 移行の時期

2020年6月25日開催予定の第28回定時株主総会において、必要な定款変更が原案どおり承認された場合、同日付で、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

- 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の整備を図るための変更を行うものです。
- その他、上述の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月25日
定款変更の効力発生日	2020年6月25日

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>(商号)</p>	<p>(商号)</p>
<p>第 1 条 当社は、株式会社 J P ホールディングスと称し、英文では、J P - H O L D I N G S , I N C . と表示する。</p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p>	<p>第 2 条 (現行どおり)</p>
<p>1～16. (条文省略)</p>	
<p>2. 当社は、前項の目的のほか、次の事業を営むことを目的とする。</p>	
<p>1～16. (条文省略)</p>	
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第 3 条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。</p>	<p>第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p>	<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p>
<p>(1) 取締役会</p>	<p>(1) 取締役会</p>
<p>(2) <u>監査役</u></p>	<p>(2) <u>監査等委員会</u></p>
<p>(3) <u>監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(4) 会計監査人</p>	<p>(3) 会計監査人</p>
<p>(公告方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることが出来ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>(発行可能株式総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、295,000,000 株とする。</p>	<p>第 6 条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(単元株式数) 第6条の2 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元株式数) 第6条の2 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(議事録) 第 16 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 17 条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役1名を選定する。</p>	<p>(議事録) 第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 17 条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>③ 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会の決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から代表取締役1名を選定する。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>② 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>② 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 21 条（現行どおり）</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 23 条（現行どおり）</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 24 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 第 23 条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項を除き、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、600 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、600 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(取締役の解任方法)</p> <p>第 28 条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役の解任方法)</p> <p>第 29 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="261 232 703 264"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="197 315 280 347"><u>(員数)</u></p> <p data-bbox="185 353 767 385"><u>第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p data-bbox="197 439 336 470"><u>(選任方法)</u></p> <p data-bbox="185 477 780 551"><u>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="185 562 780 716"><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="197 768 528 799"><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p> <p data-bbox="185 806 780 922"><u>第 31 条 補欠監査役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="197 974 280 1005"><u>(任期)</u></p> <p data-bbox="185 1012 780 1128"><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="185 1140 780 1214"><u>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="197 1265 392 1296"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p data-bbox="185 1303 780 1377"><u>第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="197 1429 472 1460"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="185 1467 780 1621"><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="185 1632 780 1749"><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="197 1800 472 1832"><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p data-bbox="185 1839 780 1955"><u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p data-bbox="1054 353 1161 385">(削 除)</p> <p data-bbox="1054 477 1161 508">(削 除)</p> <p data-bbox="1054 806 1161 837">(削 除)</p> <p data-bbox="1054 1012 1161 1043">(削 除)</p> <p data-bbox="1054 1303 1161 1335">(削 除)</p> <p data-bbox="1054 1467 1161 1498">(削 除)</p> <p data-bbox="1054 1839 1161 1870">(削 除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 36 条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規定)</u> 第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 39 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 33 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 43 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="185 232 240 259">附則</p> <p data-bbox="443 271 520 297">(新設)</p> <p data-bbox="185 851 517 878">平成 30 年 6 月 28 日 改定</p>	<p data-bbox="812 232 868 259">附則</p> <p data-bbox="826 271 1294 297"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="812 315 1410 546">1. <u>令和 2 年 6 月開催の第 28 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="812 564 1410 795">2. <u>令和 2 年 6 月開催の第 28 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="812 851 1144 878">平成 30 年 6 月 28 日 改定</p> <p data-bbox="812 891 1129 918"><u>令和 2 年 6 月 25 日 改定</u></p>

以上